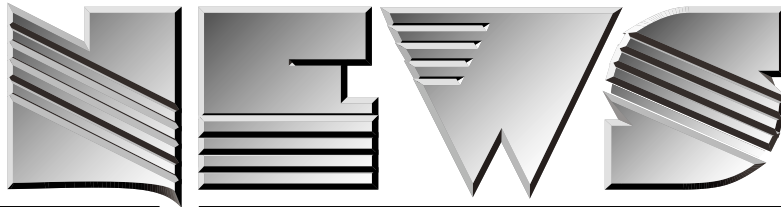




ねこだすけ  
ねこ  
の  
たすけ



号外

vol.16

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

# 野良猫対策活動

## 兵庫県尼崎市

小さな声を大きく強く!! 市民の  
声に後押しされたように「地域  
ねこ」が産声を上げました。

さまざまな愛護動物関連問題  
もあり、また野良ねこへのTNR（保  
護 / 捕獲・手術・返還）が任意  
で行われている背景もあります。

行政と協働で行われる地域ね  
このスタイルはさまざまですが、  
尼崎方式のドライな割り切り方には、その地域事情  
に対応した多くの工夫が見られます。

### 活動する人は

- 活動地域と合意形成をする。（書面）
- 市が活動を承認する。（愛護センター担当）
- TNRを行う。（承認の地域で）
- 手術実施報告書を作る。（獣医師押印）
- めす1頭1万円までの手術費用を市が助成する。
- おおむね以上の流れについての講習会を、事前に市が行い、受講済証を取得する。

### 市民に対しては

- 活動する人と地域との合意形成に際し、市も指導協力をを行います。
- 対策は、地域住民やボランティアなどの協力の下で行われます。

### 活動する人に対しては

- 講習の後に、愛護センターと面談で説明を受けます。
- 単年度で総額百万円の助成金を支払います。

### 目的は

地域の住民、ボランティア、行政が協働で地域の  
ねことして野良ねこに手術などを行い、環境改善と  
地域コミュニケーションの活性化を図ります。



平成19年6月19日、交通の便が良いとは思われない尼崎市の動物愛護センターの会場に、満員の市民が参加しました。

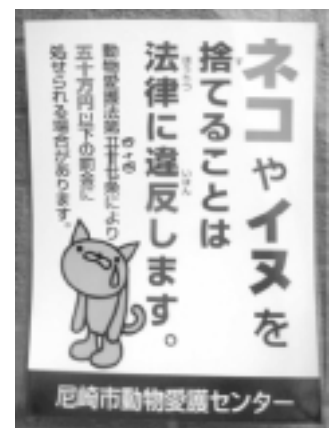
ねこだすけが担当した、対策活動を行っていく上での注意事項等（写真右上）と、動物愛護センターの制度説明の講習が終わってからも、参加した市民のお話し合いの輪が広がりました。（写真左下）

地域ねこの推進に熱心なボランティアチームリーダーの方たち、獣医資格を持つ担当の行政マンなどや、獣医師さん、議会議員とも一緒に場所を改めてお話しさせていただく機会がありました。

自発的な市民の小さな声が、行政施策に届きました。さまざまな立場の人と人とのコミュニケーションが地域ねこを進めています。

生まれたばかりの「協働地域ねこ」です。試行錯誤は承知の上で、ドライにポジティブに発信する、一般市民参加型地域ねこのスタイルと思われ  
ます。

市民ボランティアと協働で作成したパウチポスター。



毎週火曜日午後から

### 地域ねこワークショップ講座室

ねこだすけ事務所にて

アフタヌーンティでもいただきながら、地域ねこの実践対策を進めます。お気軽にご連絡ください。

fax & tel 03-3350-6440

[http://www.nekodasuke.net/tpix/koza\\_situ.html](http://www.nekodasuke.net/tpix/koza_situ.html)



地域ねこワークショップ講座より

## ねこ覆面座談会

A：近所のおぢさんが保健所に「餌やり苦情」を匿名で持ち込んだ。

保健所が「餌やるな」と言ったので、おぢさんがチラシをベタベタ張り出した。

B：公営住宅の建設課が近所のおぢさんに「餌やり苦情」を持ち込まれた。建設課も「そうだ」といったので、おぢさんが見張り番をしている。

ごんべ：愛護動物の所管担当はどういったの？

A：市の動物条例の「飼い主」の定義に注釈があって、『飼い主＝飼い主と同一視される者＝みなし飼い主』と書いてある。

野良ねこに餌をやると「飼い主」だという理屈を持ち出した。

ごんべ：その条例は、地域行政の裁量権を逸脱した無効の条例です。そのことに気が付いて撤回した行政区もあります。

法令でいう「飼い主」とは、もちろん飼う責任もあり、一方ではその動物の所有や占有の権利も持てる人です。例えば百万円の値の付く動物がいるとすれば、その百万円の資産価値も一緒に持てる人のことをいいます。目に見える資産価値があるとも思にくい野良ねこに、資産価値を併せ持つ「飼い主権利」を他人から押し付けられる合理的な理由がありません。

仮にねこ捕りがいたとしましょう。そこに数十万円の値が付きながらも首輪をしない、「お外出歩きねこ」がいたとしましょう。

ねこ捕りがそのねこに餌を与えながら膝に乗せたら一見して「飼い主と同一視」されます。

市の条例の落とし穴に、行政マンも議会も気付いていないのです。

気付いてもらうために、これからどうすれば良いのか相談しましょう。

B：保健所は「地域ねこ」を知っていた。でも、建設課の下請けの住宅管理会社が決めた規則は守らなければいけないともいった。

ごんべ：AさんもBさんもどちらも飼い主のいない野良ねこですよ。不妊や去勢の手術はどうなのですか？

A・B：終わってます。

ごんべ：どちらも方法は2つあります。ほとんどの場合、このように強烈な餌やり見張り番おぢさんなどは個人的で頑強な思い込みです。

しかも苦情相手の行政からも同意めいた言葉を得ているので、妙な自信をもっていますね。

Aさん Bさん  
ごんべさん



困ってます。  
怒ってます。  
おかしいです。

多くの類似の事例で考えるとき、ご近所付き合いの普通にできている餌やり苦情相手さんには、TNRの基礎知識などを立ち話することで「あら、ご苦労さんね。でも野良ねこの侵入やふん尿などにはちゃんと注意してください。」ぐらいがせいぜいです。

今回は役所が「餌やり」に多くの課題を特化してしまっただけで、もめ事を大きくしてしまいやっかいです。

餌やり限定トラブルは手っ取り早く分かりやすいので、野良ねこ苦情の花形です。

そこで百歩譲って1つめの方法は、餌やり方法の工夫。これにはちょっとしたコツもあるのでじっくりご相談しましょう。

2つめの方法には少々専門的なテクニックも必要です。

Aさんの場合には、裁量権を逸脱した条例の改正という、かなり高度な活動がいりますので、電話一本で解決という訳にはいきません。文書を作るとか、文書の提示先を見極めるとかさまざまなテクニックも時間も必要です。その道中で役所や議会が「地域ねこ」に関心を持ち始めるケースも多数です。

Bさんの場合にも、保健所と建設課が愛護動物についての同じ施策を行うとは考えにくいので、建設課に対して、同じ役所の保健所がいえないことがらを理解していただくことが大事になります。

保健所が建設課のいう規則を持ち出したことから、役所内の混乱振りがうかがえます。

ここだけの話ですが、首都圏に限らず全国の愛護動物所管とされる保健所などが、建設課や公園課や住宅課など他の部署と野良ねこ対策の歩調を合わせられずにいます。

そのような際に保健所などから、「市民の立場で、他の部署にも話せますよ。」と伝えられることがあります。はっきりいい変えると「保健所から他の部署に地域ねこを説明しても聞いてもらえない。」からなのです。

Bさんの餌やるなおぢさんの火に油を注いだ建設課に対して、ほかにとれる方法のあることを伝える相談を続けましょう。

